

であります。以上であります。

○議長（米木正二君） 37番。

○37番（及川六郎君） もちろん町長が今答弁されたとおりでよろしいかと思えますけれども、当初の利用計画等では一般利用と、今町長がおっしゃった健康増進ですか、それから福祉向上。それからもう一つは、都市交流者との面で関連施設と連携して利用していくという点で、やはり利用者数をふやすということも一つのあれですね。もちろん地元の町民のためのそういう施設であると同時に、外部の利用者の増もあわせて考えていかなければいけない。やっぱり貴重な税金を投入しているわけですから、その辺の対応もきちっと考えなければいけないだろうということで質問したわけでありまして。以上です。

○議長（米木正二君） 答弁は要りますか。（「答弁をひとつお願いします」の声あり）町長。

○町長（星 明朗君） まさにそのとおりでありまして、私もそういう趣旨で答弁を申し上げたつもりであります。及川議員、最初の計画のときの集客予定といいますか、予想の表、予測を持っていらっしゃるわけでありまして、何人来てくれるかというのはやってみないとわからないわけですし、そのときも少し議論があったような気持ちがありますが、そんなには来ないのではないかと当初から私も思っていました。それはこれからの努力次第ということもありますし、コテージがありまして、そういうところに泊まったお客さんは朝にお帰りの前にプレーをしていくという、大変気持ちのいいロケーションのところにありますから、そういう意味では少しその目標に近づけるような利用がなされるのではないかと。いろんな機会をとらえてPRをしてまいりますので、見守っていただいて、及川議員も今度は引退をされるやに聞いておりますので、ぜひプレーをしていただくようお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（米木正二君） 18番佐藤善一君。

○18番（佐藤善一君） 第3条の指定管理者が行う業務の範囲という中で、(1)の「ふれあい公園の施設及び設備の維持及び管理」、この管理でありますけれども、その管理の基準となる休日、利用時間、利用制限の要件等、こういったものは後に規程で定めようとしているのか。もし、将来、指定管理者制度を導入するという視野に立った考えであるならば、この中に入れておくべきではないかと思うんであります。お考えのほどをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（米木正二君） 農林課長。

○農林課長（早坂宏也君） お答え申し上げます。

管理の第3条関係、指定管理者が行う業務の範囲という形の中で、その管理の内容を施設の維持及び管理と。これは利用料金も含めて利用料金制度をとるという形で、管理者の裁量によ

って利用料金を定めていくと。あと、維持管理を任せるという形の業務の範囲を規定しているものでございます。料金については、町で定めると。条例の後ろにありますけれども 500円、用具が 400円、1人1日という形で、その範囲内という形で使用料の基準を決めているものでございます。

○議長（米木正二君） 18番。

○18番（佐藤善一君） 指定管理者制度といいますと、この管理の基準、先ほど言いました休館日あるいは利用時間、利用制限の要件等、これは条例で定める事項として自治法でうたっているんじゃないかなと思うんです。

○議長（米木正二君） 農林課長。

○農林課長（早坂宏也君） 失礼いたしました。

休館日、それらにつきましては規則で定める予定であります。一応今、予定としまして毎月第1・第3月曜日を休館日として規定すると。なお、利用時間は午前9時から午後5時と。中新田のパークゴルフ場と一緒にの予定です。それは、規則で定める予定で計画いたしております。

○議長（米木正二君） 20番。

○20番（福島久義君） 第4条ですけれども、「利用者からは、別表に掲げる範囲内において町長が定める使用料を徴収する」ということをうたわれているわけですが、この使用料についてですけれども、ゴルフコース1人1日 500円、それから用具代含めて1人 400円ということですが、中新田のふれあいの森のゴルフ場については1人 400円になっているようです。それから、用具代については 300円だと思っているんですけれども、これはちょっと高いような気がするんですけれども、その点いかがなものかお伺いします。

○議長（米木正二君） 農林課長。

○農林課長（早坂宏也君） 御指摘のとおりでございます。現在、中新田地域振興公社さんの方に設置条例、中新田のふれあいの森公園のパークゴルフ場条例、それにおきまして、この附則と同じように規定されております。1日 500円。それは、条例の中で最初から管理委託を中新田地域振興公社に行うと。その範囲内で設定してくださいということで、現在の運用は、お話ありましたとおり、大人 400円、用具料 300円。

なお、薬菜地区の今回のパークゴルフ場も同じ、以内の範囲ということで、大人 400円、用具貸し出しを 300円で実施する予定でございます。

○議長（米木正二君） 20番。

○20番（福島久義君） すみませんでした。

○議長（米木正二君） いいですか。

28番坂本せんさん。

○28番（坂本せん君） このパークゴルフ場については、皆さん大変関心を持っております。そして、説明のとおり中新田地区の半コースとなりますと、使用料が恐らく半分じゃないかなというのが皆さんの期待している金額でございます。

それで、ここの「特別の事情により必要と認めた場合」というのは、健康増進づくりで団体で行った場合に割り引きをしてくれるのか。その「特別な事情」というのはどんな事情かお伺いします。

○議長（米木正二君） 農林課長。

○農林課長（早坂宏也君） まず、今、御質問の中で18ホール、中新田地区は36ホール、その辺のところでは差があるんじゃないかと。料金をもっと安くという話が前段にあったと思いますけれども、まず、使用料の関係でございますが、1人1日500円という規定でございます、1ホール1回とかという規定でございませぬので、要するに使いようによっては1日何回でも回れるという形でございますので、そういう健康のために1日ゆっくり休んで利用していただくという形で、1日同料金という形で一応現在検討しています。

なお、中新田の、先ほどから御質問あったんですが、施設分が他にあつて、施設連携利用というのを当初から計画しております。先ほど及川議員さんからもお話ありましたとおり、一般利用と施設連携利用、要するに薬師の湯なり土産に来たお客さん、その5%とか、コテージのお客さんの2割程度を見込むとかという形で利用計画を積み上げています。実際に始まってみないとそれはわからない面がございますけれども、施設連携利用ということを考えれば、施設の利用効果、他の施設分の相乗効果を考えれば、今検討しているのは、パークゴルフ場利用者に対する温泉とのセット券だけは最初から減免の中でセット券販売を考えていきたいと考えていますので、その辺のところでは御了解いただきたいと思ひます。

○議長（米木正二君） そのほかございませぬか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませぬか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号加美町山村ふれあい公園条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号加美町山村ふれあい公園条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第3号 加美町浄化槽事業条例の制定について

○議長（米木正二君） 日程第8、議案第3号加美町浄化槽事業条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第3号加美町浄化槽事業条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、町が設置する合併処理浄化槽について適正な設置と維持管理を推進するため、第1章から第8章までの章建てとし、必要な費用負担等の条項や罰則を定めたものであります。

その主なものとしては、第1章では合併処理浄化槽の定義として、本条例の適用は町が設置するものであること、第2章では合併処理浄化槽の対象となる区域は本町の区域から下水道事業計画に定められた予定処理区域を除いた区域であること、第3章では合併処理浄化槽の設置の決定を受け、同浄化槽を設置されたときは遅滞なく排水設備を設置し、汚水を当該合併処理浄化槽に排除しなければならないこと、第4章では合併処理浄化槽1基当たり受益者から徴収する分担金の額を定めていること、第5章では合併処理浄化槽の使用開始に当たって1基当たりの使用料の額を月額で定めていること、第6章では既設浄化槽の帰属について、第7章では使用者等の変更届け出や合併処理浄化槽を損傷した場合の損害賠償について、第8章では虚偽の申請や届け出を行った者、また分担金や使用料について不正を働きその徴収を免れた者に対する罰則を定めたほか、必要な条項を定めたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番千葉清喜君。

○2番（千葉清喜君） 3点お伺いします。

条例の関係で25ページで、第11条にかかわって、排水設備の工事の実施に当たっては町の指定業者ということで、資格を持った業者が当たるわけなんです、この場合、工事からいって町が主体ということになるんですが、たまたま町政懇談会の際にもいろいろ質問が出た関係もあります、たまたま設備は町でやるというふうになっても、そこまでつなぐ排水管等の工事は個人的にやらなければならないというふうになると、個人の方が業者を選定するというこ

とと、その業者間の連携がうまくいくかなという問題も発生してくるということなので、逆に言うと、自分のところの浄化槽の設置について設置する人、その家庭から逆にこの業者の方をお願いしたいということが出来るのかどうか。あくまでもそれができなければ、町で入札という形で、その家の浄化槽設置についてはどこどこ業者さんが入札でとるという形の固定したものになるのか。まず、そこをお伺いしたいというふうに思います。

それから、19条にかかわる使用料の関係からお伺いします。実際、公共下水道の場合ですと、単純に水道の使用量の料金によってある程度決まってくるわけなんですけど、今回の合併浄化槽による使用料については5人槽で3,200円ということで、単純に計算しましてもちょっと高いのかなというふうにも思うわけなんです。その点で、5人槽で3,200円等の金額が条例化されておりますが、この使用料の基準がどういう形で決まったのか。まず、そこをお伺いしたいというふうに思います。

それから、第3点目ですね。28ページのところに使用料の減免というのがうたっております。22条。「公益上その他特別な事情」ということで、ここに該当するとなれば、どんな事情が考えられるのか。一面、町の施設等における下水処理においても、これらの合併浄化槽の設置も必要になってくる箇所もあると思いますし、それから、それ以外の個々の行政区における集会所施設においても、やはり公共の施設としては合併浄化槽の設置も行政区単位で設置を考えているところもあると思うんですが、その場合における使用料も減免の対象になるのかどうか、町としてはどう考えているのか。その3点についてお伺いします。

○議長（米木正二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（二瓶 悟君） 第1番目の配管工事ですか、それは、その家庭の方で合併浄化槽を設置する場合、うちの方で測量設計します。それを設計いたしまして、うちの方では本体工事は入札で決めますけれども、そのあたりの配管については、町の指定業者がありますけれども、その指定業者と家庭と御相談しながらそういうのを決めていきたいと、そう思っております。業者間も、その家庭で、こういう業者がおりますから、この業者でよいですかと御相談しながらやっていきたいと考えております。

それから、算定基準なんですけれども、一応普通の特環浄化槽では月平均約6トンを使う予定でございます、1軒が。そうすると、5人で30トンですね。そうすると、水道料に換算すると約5,500円か6,000円になります。そういうことで算定して、それで浄化槽が約4万5,000円から5万円。業者に払う年間の額が5万円ぐらいですね。それで、5人槽では3万8,400円。それから、7人槽は4万4,400円で設定しております。ということは、約70～80%で、あ

の浄化槽は普通特環下水道より安く設定しております。

それから最後に、減免の対象は、一応今減免を考えているのは、今まで設置されている浄化槽があります。それは減免したいと考えております。平成15年、16年で設置したところは免除します。あとは、その免除というのは、要するに町長が定めて免除しますから、町長と御相談しながらやりたいと考えております。以上です。（「集会所」の声あり）

集会所は、いろいろ今問題になっていますけれども、町の所有の場合、そういう場合は、減免というのは、やはり管理者が減免するものですから、どういうものをするか、それを考えながら管理者と御相談してやりたいと考えております。

○議長（米木正二君） 2番。

○2番（千葉清喜君） 先ほどちょっと私の質問が悪かったのかと思います。最初の第1点目は、浄化槽設置の業者そのものですね。基本的には町が業者選定と。それで、入札して決めるというのが基本になるということでの確認をしたいというふうに思います。

それから、使用料の関係。実際、先ほど課長が話しました1カ月6トンぐらい1人使うということなんですけれども、改めてそんなに使っているのかなという、これは数字的なものもあるんでしょうけれども、全国的な平均とか。そういう数字上ではそうなるかもしれませんが、現実にはそんなに1カ月1人当たり使わないんじゃないかというふうに思うんで、ちょっと高いんじゃないかなという質問をしたわけなんです。この点は、使用料は使用料としての問題点で、もう少し安くないかどうか再度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、3点目の使用料の減免の関係。最初の課長の答弁で、特別の理由ということで、15年、16年に個人的に設置した業者のところにおけるお話がされましたが、これは使用料だけ減免ということを一時的に考えるという、その趣旨のお話なのかどうか。その点だけは再度確認をしたいというふうに思います。

○議長（米木正二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（二瓶 悟君） 最初の件なんですけれども、6トンは使わないんじゃないかということで、試算したというのは、今、一応5人槽で契約額が約5万1,696円でやっております。その12カ月。それで、維持管理費が約4,308円改めて4,300円でございます。それで、普通浄化槽の場合は電気料は使いませんね。それで、合併浄化槽の場合は電気を使います、ブローなどを使いますから。それで1,100円マイナスしております、1カ月分。それで、月額使用料が約3,200円ですか。そういう計算のもとでやっております。ですから、電気料も何もかかりませんから、合併浄化槽はかえて安いのかなと考えております。よろしくお願ひしたい

と思います。

それからもう一つ、要するに使用料の方ばかり減免するのかと。それは違います。分担金も、今まで設置した場合によって分担金を一切取りません。そういうことでやりますので、御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（米木正二君） その他ございませんか。30番佐藤澄男君。

○30番（佐藤澄男君） 大体概略が見えてきたような感じはするんでありますけれども、15年、16年の設置者を対象に減免対象を考えるということでもありますけれども、大体何人ぐらい、何戸ぐらいおられるものかお伺いしておきたいと思ひますし、また、23条にあります既設浄化槽を所有する者で希望する者というようなことがあるんでありますけれども、設置料と申しますか、それに対する経過措置における町としての減免というか、そういう考え方があるのかどうか。

また、この間の全協の説明で申しますと、当該区域における説明会をするというような話があったんですけれども、それはいつごろやられるものかお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（米木正二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（二瓶 悟君） 今現在、合併浄化槽をやっているところが約31件あります。31件の中には二、三件は工場とかそれがありますから、それでも31件でございます。

それから、今から各部落にいろいろと話し合いをするのかということですが、この条例が終わってから各区長さん方とお話ししながら、いつするか、そういう区長さん方とお話ししながら部落座談会などを3月にはしたいと考えております。以上でございます。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町浄化槽事業条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号加美町浄化槽事業条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（米木正二君） 日程第9、議案第4号加美町浄化槽事業特別会計条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第4号加美町浄化槽事業特別会計条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、前議案において御承認をいただきました加美町浄化槽事業条例について、その実施に当たり事業の円滑な運営と経理の適正を図るため特別会計を設置するもので、本会計の歳入は浄化槽事業収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入とし、浄化槽の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金利子、その他の諸支出をもって歳出とすることなどと定めたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町浄化槽事業特別会計条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町浄化槽事業特別会計条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第5号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例について

○議長（米木正二君） 日程第10、議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、昨年7月、人事院において職業生活と家庭生活の両立を支援するため、また、職員の健康増進や公務能率の向上を目的とした規則の改正を行ったことに伴い、本町においても同様の改正を行うものであります。

その主な内容は、育児や介護を行う職員に対する早出・遅出出勤の制度の新設であり、育児または介護を行う職員はあらかじめ希望する期間、始業時刻、理由等を明示した請求を任命権者に行い、任命権者は公務の運営に支障がある場合を除き、早出・遅出勤務をさせることができるという改正であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第6号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米木正二君） 日程第11、議案第6号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第6号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、加美郡介護認定審査会設立当初において、委員の審査件数は1回につき35件を限度として行ってまいりましたが、被保険者数の増加とともに申請者数が年々増加し、現在、1回の審議会に当たり県内で3番目に多い40件を超過状況にあり、今後も45件から50件程度にまで増加するものと見込まれております。しかし、審査会委員報酬は県内で2番目に低い報酬となっていることから、今回、介護認定審査会委員報酬を現行の日額「1万 1,700円」から「1万 3,000円」に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第7号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米木正二君） 日程第12、議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、昨年6月18日、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が制定され、地方自治法第204条の給料、手当及び旅費の一部改正が行われたことに伴い、本町においても同様の改正を行うものであります。

その内容は、現行の「災害派遣手当」の下に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む）」を加える改正で、これにより武力攻撃等災害により災害応急対策または災害復旧のため、国または他の地方公共団体から派遣された職員が住所または住居を離れて町の区域に滞在する場合、災害派遣手当として1日につき6,620円を超えない範囲で支給するというものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第8号 加美町税条例の一部を改正する条例について

○議長（米木正二君） 日程第13、議案第8号加美町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第8号加美町税条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

本案件は、不動産登記法の全面改正により、「土地登記簿及び建物登記」が「登記簿等」に改められ、これに伴い不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が平成17年3月7日から施行されることから、加美町税条例においても同様の改正を行うことと、入湯税の税率について、合併時に標準税率 150円に統一いたしました。自炊及び休憩入浴客については70円とする税改正で、これは鳴子町と同様とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。25番新田博志君。

○25番（新田博志君） これ改正点の話ではないのでまことに恐縮なんです。入湯税の税率のところなんです。「その他1人1日について150円とする」となってしまうと、1泊2日で300円になっちゃいますよね。1泊当たり150円ということではないでしょうか。改正点はこっちではないと思うんですけども、文言がちょっと気になるなと思ってお尋ねするんですが、どうでしょうか。

○議長（米木正二君） 税務課長。

○税務課長（伊藤 東君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、1泊150円でございます。これは、旧宮崎町の条例、今現在の鳴子町の条例と同じ条文でございますので、このような条文となっております。以上です。

○議長（米木正二君） 25番。

○25番（新田博志君） だから、それはわかるんですけども、実際は1泊150円だというのはわかるんですけども、この条文を見ると1日について150円となっておりますよね。1日について150円となってくると、1泊2日で300円になっちゃわないのかなというような疑問がありますという話なんです。文言の話なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（米木正二君） 税務課長。

○税務課長（伊藤 東君） 今までこのような感じで、泊まった人は1泊2日で150円、ゆ〜らんどでもやっておりますので、このような条例で今までどの条例もこのような条文になっておりますので、これでやらせていただきたいと思います。しております。

○議長（米木正二君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めま

す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町税条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第9号 加美町工業用地等造成事業特別会計条例の一部を改正する
条例について

○議長（米木正二君） 日程第14、議案第9号加美町工業用地等造成事業特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第9号加美町工業用地等造成事業特別会計条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、これまで加美町工業用地等造成事業は、財産売却収入をその財源として事業を行ってまいりましたが、用地の売買が行われない年度は歳入が発生せず、その結果、事業を進められない年度も生ずることから、一般財源からの繰り出しを可能とすることによって工業用地等造成事業の円滑な推進を図るものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番千葉清喜君。

○2番（千葉清喜君） 今、町長の提案説明で、財産の売り払いがなかった年度における円滑な事業運営ということで、今回、新たに一般会計からの繰り入れもということでの条文を入れたというふうになるわけなんです、新しい加美町になって2年ならんとしているんですが、これは旧中新田町時代からあった会計を含めてですが、条例の方については15年4月1日ということで、その前の条例が私の手元にないんですが、これまでそういう売り払いのない年度があったのかどうか。そのときの措置はどういうふうにしたかという点を含めて、今回、後で補正予算で400万円計上されるわけなんです、今回400万円の一般財源を入れる一つの大きな要因ですね、この点を再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君） 先ほど提案理由の説明の中にもありましたが、実際、現在の東北タカノフーズに土地を売買して以来、雁原地区では売買実例がございません。そういう中で、土地の売り払い代金、それから、売り払い代金の中から土地開発公社にお金を返すわけですけれども、それらの差額でこの会計が運用されてきたというような経緯がございます。それで、いろんなタカノフーズなりそういうような企業が進出するに当たり、今の雁原地区でも不備な点が多々ございます。そういうものの条件整備等も踏まえてこの特別会計の中でやっているわけですけれども、どうしても原資が足りなくなってきていると。いわゆる繰り越し、繰り越しで来ていますから、その残預金が、そういう中での繰り越しで来ている金が、昨今のこういう経済情勢の中で企業進出がかなり難しいという状況の中で、どうしてもそのお金が底をついているような現状の中で条件整備すらできなくなっている実情で、今回の一般会計からの繰入金という、そういうような提案を申し上げたわけです。よろしくをお願いします。

○議長（米木正二君） 2番。

○2番（千葉清喜君） 今の現状ということでの条件整備、これは理解できます。しかし、これが現状の状況からもっと悪い方向というか、考え方では土地の値段の問題、それから、なかなかこれからある土地がずっと売れなければ、毎年、会計を維持する上での経費がどんどん積み重なっていくという状況にも考えられるんですが、その点でも早く工業団地の完売が必要なんです。そうすると、基本的には毎年そういう状況が続いた場合は、やっぱり一般会計からどうしても全額というか、必要な分は多くなっていくということになるんですが、やっぱりそれしか道がないのか。その他の方向が考えられないのか再度お伺いしたいと思います。

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君） 御指摘のとおりでございますが、現在の状況を申し上げますと、今、雁原地区で5カ所の残地が生じているわけですけれども、いずれ方向的には、17年度のそう遅くない時期に1区画に進出したいというような企業の申し入れが内々ではあります。そういうことになれば、先ほどお話ししましたとおり、売り払い代金あるいは返還金、そういうような相殺の中で、また16年度補正前の姿に戻っていくのかなというような思いをしております。

○議長（米木正二君） 2番。

○2番（千葉清喜君） それでは、今回、一般会計からの繰り入れをするというふうになりました。会計を維持するわけですけれども、将来的にこの土地が完売しまして、会計もプラスという

場合における、今度は繰り出しですね。こういう考え方というのが出てくるのかどうか、その点だけお伺いしたいというふうに思います。

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君） 先ほどお話ししましたとおり、5カ所の土地が、残地があるわけですが、そういう姿で、ただ、昨今の経済状況の中で当初設定した金額が、売買金額が果たしてその世相に合うのかどうかも含めて、将来的な問題が発生するのかなというような思いです。もし現況のままいくのであれば、千葉議員御指摘のとおり姿にどうしてもならざるを得ないというような方向づけはされると思います。

○議長（米木正二君） 17番近藤義次君。

○17番（近藤義次君） やっぱり買った値段が高いわけですから、当然一般会計からも補てんしないと、これはできない状況になっていると思うんです。やっぱり雇用の拡大にも少し金を使っていたらいいかと、そして工場誘致をしていただかないと、金がないからと何もしないのでは工場が来なくなる。やっぱり何千万円かけても、これはやらなければならない問題ですので、ぜひこのとおりにやっていただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 答弁は要らないですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町工業用地等造成事業特別会計条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町工業用地等造成事業特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第10号 加美町集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（米木正二君） 日程第15、議案第10号加美町集会所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第10号加美町集会所条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、昨年12月定例議会で御承認をいただきました指定管理者制度につきまして、指定管理者が集会所を利用する者から利用料金を徴収することができるようにする条例改正であります。

料金は1回当たり2万円の範囲内とし、具体的な利用料金につきましては、指定管理者が町と協議をして決定することになります。

なお、本議会に議案第16号から19号まで指定管理者の指定の承認をいただくための議案の提出を予定しておりますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町集会所条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町集会所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第11号 加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例について

○議長（米木正二君） 日程第16、議案第11号加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第11号加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、12月定例議会で御承認をいただきました指定管理者制度につきまして、指定管理者が老人憩いの家を利用する者から利用料金を徴収することができるようにする

条例改正であります。

料金は、議案第10号と同様、1回当たり2万円の範囲内とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。13番板垣敬志君。

○13番（板垣敬志君） 1回当たり2万円の使用料のことについてお尋ねしたいと思うんですけども、2万円の範囲内ということですけども、私の地区の方にもあるわけです、憩いの家。相当な負担になるわけですね、その部落では。それ以外はいいんですけども、こういうふうに明記されると相当な負担になるわけさ。今、田川行政区では大体70歳以上の方々が使用する場合には、区長が指定管理者になるかどうかわかりませんが、現在のところでは会計の方は要らないと。ただで使用してよろしいというふうなことで区長の方から自治会の席でお話があったんですけども、その辺のことはどうするんですか。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 前議案の提案理由でも説明申し上げましたけれども、2万円というのはまず上限でございまして、いろんな使い方がされる場合に上限を決めておかないと、なかなか対応できない部分があるということで2万円と設定をしたのだということであります。

そして、指定管理者が町と協議をして、いわゆる管理をする指定管理者が町と協議をして利用料金を設定するということでもありますから、今度、老人憩いの家もそういう制度になるわけでありまして、指定管理者がどうしても2万円でないと言われたときには、町がそれ相応の御指導を申し上げるということになりますので、現行どおりということに多分なるのだと思いますけれども、理屈ではそういうことだということであろうと思います。

○議長（米木正二君） 13番。

○13番（板垣敬志君） 上限が2万円。そうすると、下限は幾らとあると思うんですよ。上限があれば下限があるはずですから。その辺の減免措置があるならあるように、ちゃんと条例の中に入れておかないといけないわけなんじゃないですか。そう思うんですけども、どうですかね、これ。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 今回の条例改正は、町の所有については町が利用料を徴収するということができるわけですが、町以外の指定管理者が料金徴収できるという、することができるとい

う条例改正でありますから、従来の減免措置等々についてはそのまま生きるんだろうというふうに考えております。町の管理条例の中ということですね、と思います。

○議長（米木正二君） 28番坂本せんさん。

○28番（坂本せん君） 当該地区の議員も戸惑うようでございますけれども、指定管理者の場合に私申し上げましたけれども、こういう施設は、中新田地区においては補助金をいただいたのを部落に使用させているところのものだと思うんですが、それは補助金のこれでいいんだという年限があつて、その地区に払い下げなり移管するにはまだまだ時間がかかるものでしょうか。小野田地区においては集会所全部、各地区の行政区でおのおの保険も皆お支払いし、修理代も全部お支払いしているものですから、ここは2万円以下というのは、その地区の使い方によって減免して、今までどおり使えばそれで結構なんですけれども、その辺、補助金の年限の制約があつてこういうふうに移管できないものか。あとずっとこのままで持っていくものか、その辺をお伺いします。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） 補助期間ですけれども、一般的に建設、農林等でいろいろな部分の補助は事業完了後8年ということがありますけれども、建物等につきましては20年から25年、あるいはコンクリートでしたら、昔は100年ということがありましたけれども、今ですと30年から50年ぐらいです。ですから、中新田地区で建てた憩いの家につきましては、まだ20年経過しておりませんので、地元払い下げということはまだ不可能と思いますし、地元から払い下げの申請がなければ当分の間は町の所在の中で併用した形で、憩いの家イコール使い方は集会所というような形で運営がなされていくものと判断いたします。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第11号加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第12号 加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例について

○議長（米木正二君） 日程第17、議案第12号加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第12号加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、議案第10号及び11号同様、12月定例議会におきまして御承認をいただきました指定管理者制度につきまして、指定管理者が産業活性化研修施設を利用する者から利用料金を徴収することができるようにする条例改正であります。

料金は、前2議案と同様、1回当たり2万円の範囲内とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第13号 加美町基本構想の策定について

○議長（米木正二君） 日程第18、議案第13号加美町基本構想の策定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第13号加美町基本構想の策定について説明申し上げます。

本案件は、平成15年に誕生した加美町が、行財政基盤の強化を進めながら、それぞれの地域の豊かな資源や歴史、文化を受け継ぎ、均衡あるまちづくりを進めていくため、平成17年度を初年度とし、平成26年度を目標年次として基本構想を策定するため、地方自治法第2条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

具体的には、新町建設計画を基本とし、時代背景や本町を取り巻く基本的課題を認識した上で町の将来像を描き、その実現のために自治と協働の確立に努めながら6項目にわたる施策の大綱を柱に掲げ、さらに、まちづくりの戦略プロジェクトを設定した基本構想としております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町基本構想の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町基本構想の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第14号 加美町国土利用計画の策定について

○議長（米木正二君） 日程第19、議案第14号加美町国土利用計画の策定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第14号加美町国土利用計画の策定について説明申し上げます。

本案件は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、加美町の区域における国土利用に関する必要な事項について、加美町基本構想に即し、第4次宮城県国土利用計画を基本として、基準年次を平成12年、目標年次を平成26年として策定したものであります。

具体的には、町土利用の基本方向を示すとともに、利用目的に応じた区分ごとの規模の目標